

# 月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



1月13日の春闘闘争宣言行動（経団連ビル前）に集まった公務・民間労組の仲間

## ▼2022年1月号 contents

- 「自治労連 2022 国民春闘のポイント」自治労連 石川敏明書記長
- 「コロナ不況から、雇用と暮らしを守るために～社会的な賃金闘争の意義～」  
中澤 秀一 静岡県立大学短期大学部准教授

発行 日本自治体労働組合総連合  
連絡先 03-5978-3580  
<https://www.jichiroren.jp/>

No.041

2022.1.18

## 自治労連 2022年国民春闘のポイント

自治労連書記長  
石川 敏明

### はじめに

明けまして、おめでとうございます。

「おめでとうございます」と書いたそばから不吉な話を切り出すのもなんですが、1月8日時点の新型コロナウイルス（以下：コロナ）新規感染者数は8,480人、前の週の同じ曜日比較で7,946人増ですから、わずかに一週間で感染が約16倍も増えたこととなります。東京では1,224人、「まん延防止等重点措置」がとられた沖縄は全国最高の1,759人でした。

新種の「オミクロン株」の登場で、また感染が広がりはじめました。自治体・公務公共労働者にとっては、新たな緊張と警戒を強いられる新年の幕開けとなりました。

長期化するコロナ危機の中で、はっきりと見えてきたことがいくつかあります。まずは「新自由主義」の行き詰まり、これは世界中で言われていることです。

次に、その「新自由主義」にしがみついた自公政権は、国民を守る気がないこと。守る気がないから、打ち出すコロナ対策もいちいちピントがずれています。年末から年始にかけて自治体が行っている「子育て世帯への臨時特別給付」の支給要件は「コロナで困っているか否か」ではなく「児童手当受給資格者か否か」なので、子育て世代に喜ばれる一方で子どものいない困窮者には届きません。困っ

ている人を助けるという発想がないので、こういうことになるのです。

今困っている人たちは、政府や財界の政策の犠牲者だということも、はっきり見えてきました。コロナ危機で簡単に解雇される不安定雇用、貯蓄がなくて収入が途絶えた途端に生活できなくなる貧しさ、相談できる人や頼れる人のいない孤立状態、政府と財界が雇用の流動化や労働法制の改悪、低賃金政策などを進めてきた結果、コロナ危機の前からすでに、労働者を取り巻く環境が危機的な状況になっていたのです。

コロナ危機から住民を守り、困っている人たちを助けることは、私たち自治体・公務公共労働者の役割だということも、はっきりしました。どんなにデジタル化が進もうとも最後に人を助けられるのは「人」です。第5波の感染爆発で起きた医療崩壊、機能不全に陥った保健所をはじめ、いろいろな現場でマン・パワーの必要性を痛感しました。「もっと人がいて欲しい」と、全国の職場で悲鳴が上がりました。公務公共の重要性がクローズアップされる一方で、その担い手が足りないことが社会問題になっています。公務公共の担い手を減らしてきた「新自由主義」は、やはり間違いだったという最初の話に戻るのです。

コロナ危機の長期化で、職場と地域にはか

つてなく沢山の要求が渦巻いています。  
2022 国民春闘は課題が満載です。賃金闘争も越年し、秋と春のたたかいを並行してすすめることになります。かつて経験したことのない春闘です。励まし合いながら頑張りましょう！

## 1. 「職員のいのちと健康を守る運動」で長時間労働の規制を

「新しいのち署名」が、全国でとりくまれています。1月5日現在で、自治労連本部には約1万3千筆の署名が届いています。前回、「いのち署名」の時と同様に住民の声が添えられています。

「高齢者75歳以上の医療2割負担は、年金は年々減るのに納得いきません。国民のいのちと健康が守れる様に、病院・保健所を減らすのではなく、体制の強化が必要と思います」「家族を犠牲にしながらも、市民のいのちを守ろうと現場で働かれている方々を思うと、頭があがりません。医療従事者を守る社会に向かうことを祈っています」「保健所の多忙なニュースにびっくりしました。保健所の役割について再認識しました」「地方でも安心して病院にかかれるようお医者さんを増やしてください！保健師・看護師がやめないよう、待遇改善を。保健所を元どおりにして地域医療を守ってください」もっと紹介したいのですが、きりがありません。

医療・公衆衛生拡充を求める「新しいのち署名」は、住民と自治体・公務公共労働者に共通する願いの署名です。職場でも地域でも取り組める署名であり、住民の皆さんの声からは元気と確信をもらえる署名です。この署名を持って地域に足を踏み出しましょう。

労働基準法第33条3項では、災害時その

他避けることのできない事由で臨時の必要がある場合について、公務員の労働時間の延長と休日出勤が可能とされています。今がまさに「災害時その他避けることのできない事由」なのですが、コロナ危機はもう2年間も続いています。全国の保健所や公立病院だけでなく、様々な職場でコロナ対応のための長時間残業が増え、それが野放しにされている実態があります。過労死ラインを越す月100時間にも及ぶ時間外労働を、もう何カ月も続けている人、妊婦なのに深夜まで残業を余技なくされた女性職員、長期にわたる長時間労働と極度の緊張感から心身のバランスを崩してしまった保健師……。災害時であっても、長時間労働が野放しにされてよい訳はありません。自治体・公務公共労働者は、住民の生活を守るのが仕事です。心身の健康を害する職員が続発しては、住民の皆さんを守ることができません。

コロナ危機のような緊急事態であっても、携わる職員の長時間労働を規制して働くルールを確立することと、それを可能とする人員体制が必要です。そこで、「職員のいのちと健康を守る運動」を提起しています。この運動は、①公務員にも時間外労働の規制を設けること。②そのために必要な増員と財源を、国の責任で確保すること。この2つの要求を国に求める「職員を守る署名」を、「新しいのち署名」と表裏一体の要求としてセットで活用しながら、職場内だけでなく地域でも世論形成をはかろうという運動です。使うのは2つの署名と、コロナ危機の中で自治労連が発表してきた「公衆衛生」「公的医療」「雇用・福祉」の、「3つの政策提言(案)」です。2つの署名を職場と地域ですすめ、「政策提言(案)」を携えて自治体当局や医療関

係団体など広範な諸団体と懇談をはかりながら、公務員の長時間労働規制と人員増を住民世論・社会的な要求に押し上げましょう。2月23日（祝日）には、全国の運動を持ち寄る交流集會を、オンラインで開催します。

## 2. 異例の事態となった賃金確定闘争の越年

一つ異例な事態が起きると、それは次の異例な事態を引き起こします。昨年11月12日に異例の「特別国会」が開かれ、首班指名などを審議し、わずか3日間で閉会しました。その後11月中に臨時国会が開かれなかったため、国家公務員の12月期末手当基準日（12月1日）までに、人事院勧告を受けた国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」が改正できないという、次なる異例の事態となりました。そのため、国家公務員の12月の期末手当からマイナス0.15月分を清算することが不可能となりました。その後、今年6月の期末手当で「前年度の期末手当の0.15月分に相当する額」を清算するということが閣議決定されるという、さらに異例の事態となりました。人勧は4月1日時点の官民比較に基づくものであり、そのため単年度内で清算を完結させてきた給与改正と勧告制度の仕組みから見ても、様々な矛盾をはらんだ閣議決定です。自らの瑕疵には目をつぶりながら、何がなんでも公務員賃金を下げようとする自公政権の姿勢は許せません。

この事態が地方自治体の賃金確定闘争に飛び火し、さらに異例の事態となりました。

地方人事委員会の21勧告は、すべて人事院に追随して月例給改定なし・一時金引下げという内容です。地方人事委員会がある自治

体では、おしなべて11月中の議会で給与改正条例が可決され、12月の期末手当で減額清算となりました。県や政令市の給与に準じている市などでも、同様の措置がはかられました。

しかし、賃金制度や給料表が国に準じている多くの市町村等では、国が先送りしたことを理由に11月中の条例改正が見送られました。このため、通常は年内に妥結する賃金確定闘争が、越年してしまうという異例の事態に至っています。国の法改正案は今年の通常国会に提出される見込みですが、法案成立が4月以降となることも予想されます。

自治労連本部は、12月16日に緊急で「地方組織賃金権利担当者会議」を開催し、21賃金確定闘争の越年にあたり、情勢を共有して削減を撤回させ、大幅賃上げと処遇改善実現にむけた意思統一をはかりました。

21勧告に基づく清算を22年6月の一時金で実施することは、問題が多々あります。まず、遡っての減額は不利益不遡及の原則に反します。また、22年6月の期末手当はそもそもマイナス後の月数で支給されるので、二重の削減になるということです。22年度の人事委員会の民間実態調査による一時金の公民比較は、条例上の6月期の期末手当支給月数ではなく、そこからさらに削減分を差し引いた月数で比較されないと、正確な官民比較にはなりません。他にも、今年度末退職者などについては清算ができませんし、6月時点で遡って減額相当分の返金を求めるのも、道理がありません。会計年度任用職員や再任用職員も単年度ごとの任用ですから、年度をまたぐ清算は適用できないはずで

そもそもコロナ危機で奮闘している自治体職員の賃金を下げること自体、許せません。

交渉にあたり、まず道理がないことを当局に認めさせましょう。道理のない一時金削減をはね返すために、全力を挙げましょう。

### 3. 会計年度任用職員など非正規職員の処遇改善は、まったなし

「会計年度任用職員制度」は、そもそも非正規職員の任用の厳格化と処遇改善が目的でした。制度前まで全国の自治体で濫用されていた「特別職非常勤」の任用は改善されたものの、処遇については改善どころか改悪が多発しています。

例えば、正規職員よりわずか15分程度勤務時間を短くして「パートタイム勤務」とした自治体が1,144もあります。退職手当支給や共済年金加入を回避するためです。期末手当を支給する代わりに月額を下げた自治体もあります。年額は変わらないとしています。手取り月15万円程度の人が2~4万円下げられたら、とても生活していけません。また公募によらない再度の任用に更新回数の上限が設けられるなど、特別職非常勤の時より処遇が改悪されています。昨年3月末には、雇い止めも発生しました。職場に妊娠を報告したら雇い止めされた職員や、労災認定を受けて療養中なのに雇い止めされた職員もいます。この3月末での不当な雇い止めは、絶対に阻止しなければなりません。

2020年4月1日現在の警察や消防・教員を除く一般行政部門の地方自治体職員数は、非正規職員が会計年度・臨時的任用・特別職あわせて69万4千人、会計年度任用職員はそのうち62万2千人と大多数を占めています。これに対して正規職員は93万人です。職員の半分以上が非正規という自治体もあります。非正規職員だけで運営している学童保

育職場もありますし、消費生活相談員や児童相談所の相談員などは非正規職員が主流と言えます。

今や、非正規職員なくしては業務が回らないほど頼りにしておきながら、当局は安価で便利な労働力として使い捨てにしているのです。全くひどい話です。

人事院は、国の非常勤職員の期末・勤勉手当の支給月数を、任期の定めのない職員と同等とする旨の通知を発出しました。会計年度任用職員も同様の処遇改善がはかられるべきです。また傷病休暇等も無給であり、日数も正規職員と不合理な格差があります。

会計年度任用職員を始めとする非正規職員の処遇改善は、まったなしの課題です。21年秋季年末闘争で、一時金の引下げについて会計年度任用職員は適用外とする、または翌年度からとするなどの成果を挙げた単組が多々あります。特別休暇の有給化などで前進した単組もあり、一定の到達点を築きました。さらなる要求実現を目指しましょう。当面、勤勉手当相当額の支給、特別休暇の有給化、更新限度回数撤廃を目指します。

非正規職員の人たちは、仕事が好きで、誇りとやり甲斐を持って働いています。その誇りが傷つけられ、やり甲斐が奪われています。非正規職員の人たちには労働組合が必要です。非正規職員の人たちが働くうえでの不安や不満、処遇で納得のいかないこと、組合員となってそういう声をあげてもらいたいと思います。「ここに来れば、話を聞いてくれる人たちがいる」自治労連は、非正規職員の人たちにそう思ってもらえる労働組合であるべきです。未組織の非正規職員のもとにこちらから足を運び、悩みや愚痴に耳を傾け、「労働組合で一緒に頑張りましょう」と励ま

そうではありませんか。非正規職員の要求実現と組織化を、一体のものとしてすすめましょう。

#### 4. 誰もが60歳を過ぎて安心して働ける定年引上げ制度を作る

定年退職年齢の引上げが、2023年度から始まります。各自治体では、関係する条例や規則が2023年4月1日付で施行されます。初年度に該当する職員（2023年度中に60歳になる職員）への説明や制度移行の準備期間も必要ですから、どんなに遅くとも2022年の9月議会で条例案を可決させなければなりません。60歳で定年退職してその後の人生を歩む予定にしている人も当然いるでしょうから、3月議会で制度化をはかって1年前には対象者に説明がなされるのが望ましい姿と言えます。

昨年12月28日に、総務省自治行政局から各都道府県・政令都市・人事委員会宛てに定年引上げのマニュアルである「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備の概要について」（以下：整備の概要）と「質疑応答（第3版）」が発出されました。制度化にあたり各自治体の当局はこれを待っていましたので、いよいよ本格的な定年引上げ労使交渉の開始です。

隣りあった自治体でも、給料表や人事任用制度・職層ごとの人数構成・退職手当の平均額などは違います。都道府県と市町村では業務自体が異なり、職場環境や労働条件も異なります。定年引上げの詳細も、自治体ごとに違って当然なのです。しかし「整備の概要」では、60歳を越える職員の給料月額を7割と「すること」と、一律の対応を押し付けています。7割の根拠は「国並み」ですが、管

理職で定年を迎える人が多い国家公務員と、一般職で定年を迎える人が多い地方公務員では事情が違います。60歳時の7割では、現行のフルタイム再任用の給料月額を下回る可能性があります。中途採用者が多い現業職員は特に深刻な問題です。60歳を越えて現行の再任用職員より低い賃金で週5日のフルタイムで働いて、「まだ定年前だから仕方ない」と納得する人が、果たしてどのくらいいるのでしょうか？国が自治体に給与水準を「7割にしろ」というのは、筋違いな話なのです。

さらに、「60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう検討」とされています。これは、若い人たちが今の60歳時の賃金水準に到達しないことを意味します。定年引上げは、若者も含む全世代の問題です。全組合員の議論と意見集約が必要です。

また、定年退職者が当分の間2年に1度しか出なくなるため、新規採用も1年おきになることが考えられます。年齢構成バランスや技術の継承・行政サービス安定のため、継続的な新規採用の確保や定数拡大も必要です。

「整備の概要」だけをもとに考えるのではなく、職員の年齢構成や給与制度・給与水準、60歳時の給料表分布、人事任用制度、自治体の特徴（大都市か町村か、主要産業は何かなど）等々を総合的に検討して、実情に合ったものを作ることが必要です。

希望者が少ない、働き続けられない制度では、意味がありません。誰もが安心して定年まで働き続けられる制度をめざしましょう。年金受給開始までの間、賃金だけで生活ができる賃金水準、高齢者層の意欲や意向・体力的な条件にかなう「定年前短時間勤務」制度

などの実現、長年培った知識と経験を発揮できる、ベテラン職員に相応しい職務の創設、年齢的・体力的に65歳まで働き続けることが困難な職種への配慮などの実現をめざしましょう。

## 5. 不安を抱えている新人に寄り添い、組合が味方になろう

この春やって来る新規採用職員の皆さんは、コロナの2年間に学生生活の最後を送り、就職活動をし、自治体・公務公共の場で働くことを選択された皆さんです。その心中には、仮に今が平時であったら抱くことのなかっただろう特別な想いや不安、そして期待が宿っていると私は思います。

コロナ危機の中で自治体・公務公共の役割の大切さが再認識されるようになった一方で、その仕事の大変さもクローズアップされ、住民と直接関わる職場の人員不足などが社会問題化したのは、先にも書いたとおりです。その中に飛び込んでこうとしている人たち、期待が大きければ大きいほど、不安も大きいに違いありません。

私は聞いてみたい、その方たちが何を考え、何をしてこの2年間を過ごされてきたのかを。どんな思いで自治体・公務公共の仕事を選んだのかを。

コロナの中で、3度目の春の新規採用者組織化となります。おとしは戸惑いがあり、足も止まりましたが、昨年はコロナに負けない知恵と工夫で、今までにないやり方で組織化が取り組まれました。スマホでQRコードをかざすと組合説明動画に飛ぶチラシ、密を避けるために少人数で回数を増やした説明会、短時間で終了する必要があるので話す内容を練りに練って事前練習もして本番に臨

む、職場の先輩や青年組合員が自らの言葉で組合を語る、地元で評判のスイーツを配布して気持ちをなごませてもらう……。今年はさらにいろいろな工夫が生まれることでしょう。コロナで健康不安がある今、自治労連共済を前面に押し出すことも必要です。

そのうえで、新人さんたちの想いを、不安を「ぜひ聞かせてほしい」という姿勢、その想いや不安を「組合が受け止めて、応えたい」という私たちの気持ちを新人さんたちにわかってもらいたい。コロナ危機の中、新たな第一歩を踏み出す新人さんたちに、「自治労連は味方だ」ということを、ぜひともわかってもらいましょう。

## おわりに

5つの課題に絞って書きましたが、憲法を守るたたかいも正念場を迎えています。総選挙直後から岸田首相は改憲に前のめりな発言を繰り返し、国民民主・維新の会も隊列に加えて憲法審査会を12月に2回強行開催しました。国会の中では改憲勢力は多数ですが、世論調査では「憲法九条守れ」の声が過半数を上回っています。憲法闘争を国会内だけのものとせず、国民の運動と監視で改憲勢力を包囲していく必要があります。

22国民春闘は、憲法を守る国民のたたかいです。平和を望む広範な市民・団体と共同して、改憲勢力の横暴を許さないたたかいをすすめましょう。私たちは憲法を守り、憲法に基づく仕事をしています。憲法を守るたたかいは、豊かな地方自治を築くたたかいでもあります。職場の仲間・地域の皆さんと手を携えて足を踏み出しましょう。

本稿は、12月4日に行われた「自治労連22国民春闘討論集会」における学習会の内容を編集部責任で編集し掲載したものです。

## コロナ不況から、雇用と暮らしを守るために ～社会的な賃金闘争の意義～

静岡県立大学短期大学部准教授  
中澤秀一

### はじめに

2010年、静岡県評の林克議長（当時）に頼まれ、生計費調査を始めました。そのあと、国の補助金である科学研究費を得て、2015年から調査を継続しています。今は大阪、兵庫、岐阜、高知と調査を行ってします。この間、最低生計費試算調査を10年以上取り組み、自治労連の各地方で協力いただき感謝申し上げます。

きょうはその調査結果もふくめ、このコロナ不況からどうやって私たちの雇用、暮らしを守るのかということで、テーマとして社会的な賃金闘争の意義について話をいたします。まず、下記の問題を見てみましょう。

Q. 次の文章の（ ）内に適する言葉を入れてください。

人事院が毎年国家公務員の給与勧告を行う際に、参考資料として算定する（ ）により、平均的な生活費を調べることができます。（ ）とは、標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したものです。

この問題の答えは、（標準生計費）です。

第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,060	48,180	56,270	64,360	72,460
住居関係費	44,700	54,430	46,870	39,310	31,750
被服・履物費	5,160	5,800	7,270	8,740	10,200
雑費Ⅰ	23,600	50,950	63,150	75,350	87,570
雑費Ⅱ	11,200	32,990	32,260	31,540	30,810
計	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790

人事院の参考資料の第28表「費目別、世帯人数別標準生計費（令和3年4月）」では、1人～5人世帯まで、各世帯、費目ごとに出て、1人世帯合計が114,720円、5人世帯は合計232,790円、標準的な生計費として公表されています。

標準生計費は、さまざまな賃金決定に使われていて、国家・地方公務員にとどまらず、人勸準拠の多い政府関係機関職員、農協職員、社会福祉関係職員、私立学校職員、私立病院医療職員など、非常に多くの労働者に影響を及ぼしています。

第28表は労務行政研究所が毎年刊行する「賃金決定のための物価と生計費資料」で、企業に賃金設定で参考するという標準生計費の説明が出ています。そういうことをふまえるといろいろなところに標準生計費は使われ



ています。

ただ、この標準生計費が賃金設定に使われていても、これにどういう問題があり、発表されている数字について検討されているのでしょうか。この標準生計費はとても影響力のある数字ですが、算出の仕方に問題があり、これが変れば日本全体の賃金も変わることが想定されます。

1つの社会的な賃金闘争をふまえると、低い標準生計費の算出仕方を検討し、自治労連として取り組みを強める必要があると思います。標準生計費は社会全体の賃金、暮らしに影響及ぼす制度のもと、そこにどう力を及ぼすのか。これからの労働運動の課題としてお話をしていきます。

## 自治労連 2022 年国民春闘方針（素案）より

自治労連 2022 年国民春闘方針（素案）の最初に、「コロナ危機により、大企業と富裕層の利益を優先して社会保障や公務公共を縮小する新自由主義政策が、国民のいのちと暮らしを守れない脆弱な社会をつくってきたことが明らかになりました」と書かれています。

生計費調査を行った立場から言えば、昨年、緊急事態宣言後、コロナ禍により短期間で多くの人たちがどうして生活困窮に追い込まれてしまったのか？すべての人に健康で文化的な最低限の生活、普通の生活を保障してこなかったからと言える。平生より普通の生活がすべての人に保障されていれば、“溜め”により、ある程度は持ちこたえられたはずです。

“溜め”というのは年越し派遣村の村長をやった湯浅誠氏が貧困とは何かということを説明するときに使っていた概念です。バッファ、バリアという考え方で、貯金がある、

人の助けを得られるなど、何か困ったときに助けてもらえる、自分で使えるものがあることを“溜め”と呼んでいます。その“溜め”がなくなるのが貧困だという考え方です。私たちは“溜め”があるから頑張れるのであり、もともと“溜め”がない方もおられます。

湯浅氏は「収入や貯蓄といった金銭的なものに留まらず、肉体的・精神的に健康な状態、家族、親戚、近所の住民や仕事仲間といった身近な人間関係、社会的に通用する資格や技能、労働組合への加入等による抵抗力、社会的なセーフティネット、各種保険、趣味などの生きがいなど」を含めて“溜め”と位置付けています。

この“溜め”がない人たちがたくさんいるなかで、昨年のコロナ禍で生活困窮に陥る人がたくさん出てきたと見ています。

## 最低生計費試算では持ち物財一つひとつの費用を月当りに換算して計上する

生計費調査はマーケット・バスケット方式で、一つひとつに家にある持ち物、普段の行動に費用を月当りに換算して計上しているものです。

家事用耐久財である電子レンジ、自動炊飯器、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、電気ポットの市場価格を調査し、国税庁の減価償却する年数で割り、それを12で割り月当たりの価格を出し、それを足したものが税込みで1,032円です。

ただ、家事用耐久財は毎月使うわけではありませんから、買い替えのためにストックしておく必要がある金額です。ストックができず日々の運転資金だけで生活しているから収入がなくなると生活が立ち行かなくなります。

## “溜め”をつくるにはお金がかかる

恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを楽しむのを週1回（月に4回）程度とし、その余暇費用として月8,000円、見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼント費用については、年間36,000円、年間に2回結婚式に参加するものとして、その費用は年間60,000円、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月2,200円（月収の1%を目安）を設定しています。

“溜め”のある生活とは普通の生活で、それ以上は切りつめたり小さくしたりできないという限界（minimum）で、一番下ではありません。最低という言葉がつくとどうしてもギリギリ、かつかつ、限度ととられますが、普通の生活をすると捉えます。それをおさえた上で、「最低賃金」（＝minimum wage ミニマム・ウェッジ）・「最低生計費」（＝minimum living cost ミニマム・リビング・コスト＝普通、あたりまえ）について発信をしています。

## 最低限のルールが確立されていない日本

①最低限の所得保障生活保護・最低賃金・最低保障年金・傷病手当金・失業給付・課税最低限・保険料免除制度・就学援助制度・児童手当・児童扶養手当など、現金給付する制度です。

②人的・物的なサービス保障、児童・老人・障害者などの社会福祉分野

③公共的な生活基盤、住宅・教育・医療・電気・ガス・水道・交通・通信・図書館・公園・スポーツ娯楽施設などのインフラ

④公正なルールや雇用対策、労働時間規制・

安全衛生規制・解雇規制・同一労働同一賃金・公的職業訓練・公的就労事業など

⑤平和な社会をめざした人権保障人種差別・性差別・階級差別をなくしていくこと

生計費調査を行っている佛教大学の金澤先生は、最低限を①～⑤のルールが確立されていることで普通の生活が保障されるととらえられます。

日本の場合、最低限のルールがない、あるいは機能していないもと、日本はひとつのミスで転げると一番底まで落ちてしまうすべり台社会と言われます。今回のコロナ禍で失業したというトラブルが起こるとまさに生活困窮に追い込まれる状況になりました。最低限ルールが機能している普通の社会であれば、生活困窮とまで追い込まれないはずで

最後のセーフティネット（救貧の制度）で生活保護制度がありますが、捕捉率が2割と言われています。

失業したときのセーフティネット（防貧の制度）が雇用保険、年金、医療保険という社会保険制度です。

最初のセーフティネットは雇用と賃金による保障であります。働いて賃金を稼ぎ生活ができることで貧困を防ぐことができ、最も重要なセーフティネットは雇用だと思います。この雇用が新自由主義的な政策のもと崩壊しています。最も包括的なセーフティネットが雇用であり、今回のコロナ禍のもと、女性や非正規労働者などの弱い立場がより一層明らかになりました。

第1のセーフティネットの雇用、第2のセーフティネットの社会保険、生活福祉資金、求職者支援制度、生活困窮者支援制度など、そして最後のセーフティネットの生活保護制

度を機能していくことが求められます。

### くらしを守る賃金と社会的制度をつくろう

- ①大幅賃上げで、コロナ危機からくらしを守れる賃金制度をつくろう
- ②すべての人のくらしを守る社会制度をつくろう
- ③雇用の大幅創設で、地域経済を立て直そう  
賃金と社会保障の組み合わせでくらしが成り立つ社会であることが重要と考えます。

### 世帯主収入は実質的には低下している (総務省「家計調査」)

2012年、安倍政権下で世帯収入は上がっているように見えます。ただし物価の変動等を加味すると実質的世帯主収入は減少し、それを補うために配偶者が働きカバーしている状況があります。

最低生計費調査から見ると、どれくらいが普通の生活から遠ざかっているのか、ということですが。

全労連地方組織の協力で2015年から継続的に実施されているマーケット・バスケット方式による生計費試算はこれまでに4万世帯を超えるデータを集約しています。この結果からの推計で5割～6割が最低生計費に満たない水準で生活していることが明らかになっています。

2016年総務省「就業構造基本調査」から、大分の25歳単身の男性が税込258,814円、女性が税込264,085円となっています。大分県で年間300未満世帯

都道府県名	大分県	
自治体名	大分市	
性別	男性	女性
最賃ランク	D	
消費支出	187,077	191,848
食費	42,755	35,785
住居費	39,000	39,000
水道・光熱	7,560	7,877
家具・家事用品	4,226	5,394
被服・履物	4,478	8,896
保健医療	2,248	3,574
交通・通信	36,302	36,142
教養・娯楽	26,635	26,635
その他	23,873	28,545
非消費支出	53,037	53,037
予備費	18,700	19,200
最低生計費(月額)	205,777	211,048
税抜(月額)	258,814	264,085
年額(税込)	3,105,768	3,169,020
月150時間換算	1,725	1,761
2020年最低賃金額	792	

は53.4%、200万円未満世帯34.3%で、半分の若年者が300万未満世帯であり、全国的にも同じような傾向があると想定されます。

2019年京都市の調査は、30代の4人家族、普通の生活に月48万円必要ということが話題になりました。資料には30代、40代、50代の子育て世代に必要な生計費が出ています。この調査は全国各地で行っています。東京は少し高めですが、30代の場合、大体500万円

生計費結果	京都市	京都市	京都市
	30代夫婦と子ども2人 (幼児・小学生)	40代夫婦と子ども2人 (中学生・小学生)	50代夫婦と子ども2人 (大学生・高校生)
居住面積(賃貸)	42.5㎡	47.5㎡	50㎡
A消費支出(1~10)	381,075	420,094	553,834
1食費	112,881	128,228	138,407
2住居費	63,542	67,708	69,792
3光熱・水道	18,636	19,405	19,830
4家具・家事用品	11,520	13,200	13,544
5被服・履物	13,095	13,538	17,413
6保健医療	8,440	11,857	12,003
7交通・通信	53,185	53,707	65,847
8教育	28,097	38,875	127,847
9教養娯楽	26,192	26,702	28,879
10その他	45,487	46,874	60,272
B非消費支出	67,738	87,729	98,402
C予備費	38,100	42,000	55,300
最低生計費(税抜3)A+C	419,175	462,094	609,134
D同上(税込み)A+B+C	486,913	549,823	707,536
同上(税込み)D×1.2	5,842,956	6,597,876	8,490,432

後半から600万円の間が数字として出ていますが、40代、50代もほぼ横並びの状況です。

2019年の国民生活費基礎調査で、児童のいる世帯数、世帯主の年齢、所得金額別分布に、生計費調査をそのまま落とし込むと、30代は未満率48.1%、40代は未満率50.1%、若年単身と同様に半分ぐらいの層が生計費未満で生活をしている人たちがいます。50代は大学生1人いるという設定では、未満率58.1%と高くなり、普通の生活ができずに何かしら我慢をしている、あるいは奨学金を借りていると想定されます。

普通の生活を取り戻すためには最低限のルールを確立することが必要です。では、普通の生活を実現するために必要な費用(=最低生計費)を知らなければいけない。そのための最低生計費調査です。

普通の暮らしを実現するために必要な費用を知ることが根拠(エビデンス)となり、運動の確信につながり、社会に共感を広げることにもつながっています。

大分県労連の事務局長が「今年、大分県の生計費を出したことで、大分で普通の暮らしをするためには最低これだけが必要だという数字が出たことは要求の強い確信になる」と言われた。やはり根拠をつくることが運動を進めていく上で重要になることを改めて実感しました。

最低生計費試算までの流れは、マーケット・バスケット方式で生活実態調査と持ち物財調査のアンケート調査を行い、その後価格調査を行う。そして統計資料(食費、水道光熱費、住居費、教育費など)を行い、積み上げて出していくので、内容が具体的でわかりやすいので、出てきた数字が拡散していくとき

にとっても有効に働きます。また、食費は1人何キロカロリー必要という指標がありますが、服や旅行などは指標がなく、調査をもとに指標となるものを出します。

合意形成会議は、調査対象者を中心に集まり、何が必要なかを議論する場を設け、そうして出したのが最低生計費となります。

### 拡がる最低生計費調査の取り組み

2004年の「京都調査」に始まり、「首都圏調査」(2008年)や「東北地方調査」(2009年)をはじめ、愛知県や九州地方など各地で実施された一連の調査を佛教大学金澤誠一氏により行われました。

私は2010年を静岡での調査をきっかけに、2015年から17年にかけて、新潟、愛知、静岡、北海道、東北6県、広島、埼玉、大阪(堺市)、福岡で最低生計費調査の実施し、2018年は京都、山口、鹿児島、2019年に長崎、佐賀、東京、2020年は岡山、長野、茨城、沖縄、2021年は大分で結果を公表しました。現在は大阪、兵庫で取り組み中、さらに岐阜、高知は今秋からの取り組みが決定しています。

25歳単身の結果が北海道から沖縄まで、各地域で食費、住居費、水道光熱費、交際費を含め積み上げた最低生計費が出ています。

月150時間換算は、月額税込みの数字を月の労働時間150時間で換算した時給です。

**※各地の生計費調査結果については、【資料】別添A~Eを参照**

### 最低生計費調査が明らかにした最低賃金の2つの問題点

①「最低賃金は低すぎる」

$930 \text{円} \times 173.8 \text{h} \div 16 \text{万円}$

全国加重平均は930円を法定最長の労働時

2022年1月18日

生計費結果	札幌市	盛岡市	さいたま市	練馬区	静岡市	名古屋市	京都市	岡山市
	30代夫婦と子ども2人（幼児・小学生）							
居住面積（賃貸）	42.5㎡							
A消費支出（1～10）	360,279	377,522	391,157	398,739	365,108	374,200	381,075	372,463
1食費	103,494	103,017	108,192	112,558	100,787	101,184	112,881	108,589
2住居費	45,000	43,000	57,292	98,958	51,000	52,000	63,542	51,042
3光熱・水道	18,088	18,788	18,191	19,896	17,742	19,961	18,636	19,897
4家具・家事用品	12,891	10,816	18,356	10,556	13,142	14,858	11,520	14,279
5被服・履物	17,070	14,667	20,156	12,834	11,317	16,981	13,095	14,644
6保健医療	7,687	7,393	8,706	6,447	7,396	9,593	8,440	4,329
7文通・通信	54,688	58,166	38,210	31,058	60,503	59,447	53,185	67,668
8教育	26,986	26,986	26,986	28,417	26,986	26,986	28,097	9,667
9娯楽・交際	31,382	47,052	45,663	30,597	27,610	27,445	26,192	35,643
10その他	42,993	47,637	49,405	47,418	48,625	45,745	45,487	46,705
B非消費支出	64,671	54,461	68,807	101,754	68,480	68,756	67,738	70,488
C予備費	36,000	37,700	39,100	39,800	36,500	37,400	38,100	37,200
最低生計費（税抜き）A+C	396,279	415,222	430,257	438,539	401,608	411,600	419,175	409,663
D同上（税込み） A+B+C	460,950	469,683	499,064	540,293	470,088	480,356	486,913	480,151
同上（税込み） D×12	<b>5,531,400</b>	<b>5,636,196</b>	<b>5,988,768</b>	<b>6,483,516</b>	<b>5,641,056</b>	<b>5,764,272</b>	<b>5,842,956</b>	<b>5,761,812</b>

間（173.8h）を1年間働き続けると月16万ぐらいです。年収200万円未満でまさにワーキングプア水準です。最低賃金でとても普通のくらしはできない。

地方では一人暮らしをしている若者が少なく親との同居が多い。その原因の一つに最低賃金が低すぎることがあります。

②「都道府県別に定められることに根拠がない」

東京都（1,013円）と最低の沖縄等（792円）で最大221円もの格差がある。これが地域間の経済格差につながっています。

10年前は1,500円を要求として掲げず、労働運動で掲げた最賃要求は全国一律にすることと大幅に引き上げること（時給1000円）を要求しました。ただ、このときになぜ一律なのか、なぜ大幅引上げ根拠となる材料が少なかったかと思います。それが生計費調査で、数字が出ることで要求に確信と共感が生まれてきました。そして、人間らしく暮らすには少なくとも1,500円は必要だということが数値化されました。

ここ数年の最低生計費調査の結果から、25歳の若者が普通の生活を実現するためには月額24～26万円（税・社会保険料込）が必要であることが明らかです。働いて税金が払える、社会保険料が払えることは、社会に参加することを意味し重要なことです。

国の審議会が決めた最長所定内労働時間の月173.8だと、1,400～1,500円ほどとなるが出ています。所定労働時間はお正月、お盆休みなど長期休みはなく、1年間週40時間を働き続け、決して人間らしい働き方ではありません。

政府が目標としていた年1,800労働時間で換算すると、最低賃金1,600～1,700円となり、このことから最賃1,500円は高くなく通過点に過ぎないことをおさえておきます。

## 地域を元気にするためには全国一律の制度が必要

ここ数年の最低生計費調査の結果から、25歳の若者が普通の暮らしをするためには全国どこでもほとんど変わらない生計費が必要で

2022年1月18日

あることが明らかです。

大都市は住居費が高いですが、公共交通機関が発達し交通費が低い。

一方、地方は1人1台の自動車が必需品となり交通費が高くなります。そのことを勘案すると都会の住居費は高いが交通費は安い、地方は住居費が安いが交通費が高いという関係で相殺される関係にあります。他の物については物流が発達した現代では、モノ・サービスの価格に差はありません。それらをふまえるとトータルの生計費に差がないことが調査で明らかになってきたところです。

	25歳男性	25歳男性
	東京都北区	沖縄県那覇市
消費支出	179,804	179,439
食費	44,361	41,266
住居費	57,292	36,458
光熱・水道	6,955	8,764
家具・家事用品	2,540	3,826
被服・履物	6,806	5,021
保健医療	1,009	1,142
交通・通信	12,075	33,794
教養娯楽	25,577	25,620
その他	23,189	23,548
非消費支出	51,938	48,977
予備費	17,900	17,900
最低生計費	197,704	197,339
税込み月額	249,642	246,316
税込み年額	2,995,704	2,955,792
最低賃金額（2020年）	1013円	792円

最低賃金額が一番高い東京と一番低い沖縄の最低生計費を比較すると最低生計費に差がありません。住居費は東京 57,292 円、沖縄は 36,458 円となっていますが、交通・通信を見ると東京は 12,075 円、沖縄は 33,794 円で、最低生計費に差がなくなることがわかります。

このように最低生計費調査は、現行の最賃制度に対して、根拠にもとづいて問題点を指摘し続けています。

コロナ禍は、この問題点の指摘に対して、より強い説得力を与えています。休業するとたちまちに生活困窮に陥る女性や非正規がいることは、普通の生活が普段から保障されて

いないことに他ならない。また、最賃に近い金額のエッセンシャルワーカーに対しては、働きに報いていないと言えます。

地域別の最賃の格差により、高いところに人が集中し密をつくりだし、感染拡大につながり、暮らしやすさを奪っています。

この数年、最賃の運動は高まりを見せ、2019年では選挙の争点にまでなりましたが、コロナ禍は制度改正を求める運動に困難をもたらした運動が停滞した状況があります。

## 20年最賃改定について

中央最賃審議会は目安額を示さず事実上の「凍結」となりました。その影響力として中小企業団体が出した「コロナ禍では、最賃をととも引き上げられない」という要望書です。この状況下で最賃は引き上げられないという世論が形成され、運動の停滞へとつながりました。

この中小企業団体の要望書は、20年4月に日本商工会議所など中小企業3団体が「最低賃金に関する要望～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～」を公表しました。

①『『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す』という政府方針は、「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。

②リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく納得感のある水準を決定す

ること。

③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を賃上げできる環境を整備すること。

### 「エッセンシャルワーカーに報いて」

強制力のある最低賃金の引き上げを政策的に用いるべきではないという文言は、最低賃金の役割を捻じ曲げていると言えます。最低賃金はそもそも強制的に賃金を上げ、分配していく政策であり、それ自体を否定していることとなりますが、このような要望が昨年はかなり影響力を及ぼしました。

その中で、全労連は20年7月厚労省記者会見で「エッセンシャルワーカーに報いて！」ということを訴えました。

緊急事態宣言下でも休業できなかった医療・介護、流通、飲食などの社会を支えている労働者は最賃に近い賃金で働いているとの訴えは、逆風の中でも社会に共感を生み出すことができた重要な取り組みだったと思います。

### 21年最賃改定について

中央最賃審議会は全国一律28円引き上げを答申しましたが、これは20年の“凍結”は誤りであったこと意味しています。

また、この引き上げの背景として経済財政諮問会議の議論で、最賃は雇用を減らさないことのエビデンスが示され、上げなければいけない議論につながったと思います。

### 「最低賃金引上げの中小企業の従業員数・付加価値額・労働生産性への影響に関する分析」

内閣府経済社会総合研究所特別研究員で内閣府政策統括官付参事官でもある務川慧氏ら3名が提出しました。

2020年6月にまとめた資料には、米国のD・カードとA・クルーガーによる最低賃金に関しての有名な研究を取り上げています。この研究は、ファーストフード店の雇用の変化を、最低賃金が引き上げられなかった州と引き上げた州とを比較分析し、引き上げられた州で雇用が増加していることを実証したものです。D・カード教授はこの研究で今年ノーベル経済学賞をとられました。

近年の最賃引き上げが中小企業の雇用、付加価値額、労働生産性に与える影響について、地域別・業種別パネルデータを活用した独自の分析を行っています。結論は、最低賃金水準が中高位の地域では最低賃金引き上げによる雇用の増減は確認されなかったし、最も低いDランクの地域では最低賃金を上げると雇用が有意に増加したという根拠を示しました。

### 「骨太の方針2021」賃上げを通じた経済の底上げ

「我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。諸外国で賃上げをしてきたことを参考にし、目標を達成することを述べています。

最低賃金制度は政策的に賃金に介入できる唯一の制度で、所得分配策という面が強くなります。

地方の最低賃金審議会・会長の藤田先生の論文に「使用者委員から『賃金は労使間で決定されるものなのに、国が賃金額を決めて押しつけるのはおかしい』という発言があった。この意見に明確に反論できなければ、審議は無意味になりかねない」と書かれています。

つまり、最低賃金とはどういうものなのかを説明しないとイケない。国が押し付けるものだととらえられると最低賃金のそもそもの意味がなくなってしまう。最低賃金もつ制度の役割、機能をしっかりと説明する必要性を求められ、まさにその通りだと思います。

今、分配と成長ということが言われていますが、その分配に最低賃金の引き上げが大きな役割を果たすことから、来年の参議院選挙でも最低賃金が争点となると想定され、引き続き運動はとめてはいけないと思います。諸外国では、日本とは違いコロナ禍だからこそ最低賃金は引き上げています。

### 最低賃金を引き上げの有効性

1つは多くの労働者に普通の(“溜め”ある)生活を保障する。最低賃金の水準で生活している労働者が急増していることから、全国一律1,500円に引き上げることで、誰でもどこでも普通の生活ができる条件が整います。8時間働けば普通の生活ができることは人権の保障です。逆に8時間働いても普通の生活ができないことは、人権が侵害されているということなのです。

### 全国1時間あたり所定内給与額階級別労働者数の分布(2007年)

2007年に法改正され、最低賃金が上がり始めた年の賃金構造基本統計調査特別集計のグ

ラフで、500円～1,500円の時給換算で、10円刻みで一般・短時間労働者を合せた労働者数です。**【資料】別添F、G**

2007年の加重平均はここで(資料Fの赤ライン部分)、それが2020年加重平均はここにくる(資料Gの赤ライン部分)。これが1つの堤防となり、最低賃金2割増未満、4人に1人が最低賃金付近で働いています。

2007年法改定から2020年を見ると最低賃金付近で働いている人の数が変わったことがわかります。

それを短時間労働者と一般労働者を分けてみると、一般労働者は最低賃金の位置が目立たないし、むしろ1,500円付近に山があり、最低賃金の影響力は少ないと思います。

短時間労働者の場合、地域ごとに堤防ができ、最低賃金の周辺に集まってくるが見え、最低賃金が短時間労働者・非正規労働者には張り付いている人が多く、地域別に分断されていることがわかります。

### 最賃を引き上げることの有効性②

最賃を引き上げることの有効性の2つ目は地域経済を活性化させることができます。

最賃を大幅(1500円)に引き上げることで、経済波及効果が期待できます。これに中小零細企業や全国チェーン展開する大企業など根強い抵抗層がありますが、そこに対する説得材料になりうると言えます。特に中小零細企業に引き上げは経済波及効果につながることは説得材料となると思います。

経済波及効果は愛知、山口、大阪、三重、静岡等で調査が行われています。そこを参考にして、試算方法=1500円未満の労働者数×1年間の賃金引き上げ額×労働時間で賃金増加額を計算し、それがどれだけ消費にまわる



のかという家計消費支出増加額を出します。それを産業連関表ソフトに入力し、経済波及効果を試算しました。

## 最低賃金を全国一律 1,500 円に引き上げ

静岡県の調査では 1,500 円未満で働いている人が 2 人に 1 人でした。最低賃金を 1,500 円に引き上げたときの波及効果は、県内生産誘発額が 3,200 億円、付加価値誘発額が 1,900 億円、雇用誘発人数が 25,000 人、県外から全国への経済波及効果全国生産誘発額は約倍の 7,100 億円、国と地方の税収増も 370 億円となります。

このように最低賃金の引き上げによる経済波及効果を試算することが大きな説得材料になると思います。

## 最低生計費調査運動がもたらしている成果

長野で県民の読者が多い『信濃毎日新聞』に最低賃金では大幅に不足しているエビデンスが提供され、最低生計費調査について大々的に報道されました。

沖縄でも有力地方紙である『沖縄タイムズ』は「最低生計費調査を最賃引き上げに生かせ」ということを社説で紹介されました。

長野県生坂村では村議会議員のなり手不足解消があり、全国が生計費調査を根拠に議員報酬の引き上げが図られました。

北九州市の議会で、全国一律の最低賃金引き上げの意見書が採択されました。そこでも生計費調査の結果が、地域別の最低賃金を設ける要素となっている生計について、都市部と地方との間での大きさに差がないことが団体の調査により明らかになっているとき

れています。これも私たちがやっている生計費調査の結果が使われました。このようにいろいろなところで生計費調査の結果が使われている状況があります。

## 算定根拠がブラックボックス

人勧の標準生計費の算定根拠がかなりブラックボックスに覆われ、中がどうなっているのかしっかりとわかっていません。

表 A：標準生計費（令和 3 年 4 月）と表 B：標準生計費（平成 26 年 4 月）を比較したのですが、年によって異なり、大きなブレがあることが明白で批判材料になります。

### 【資料】別添 H

## 公契約条例における条例賃金の引き上げにつながる

条例賃金はどの自治体でも最低賃金を上回っており、最賃の底上げは条例賃金の引き上げにつながります。また、自治体職員の賃金も条例賃金に使われ、最賃と条例賃金、公務員賃金と民間賃金は、それぞれリンクし、相乗効果があることを改めて認識し、それぞれの運動をつなげていくことの必要であります。

国の制度を変えることも重要であります。地方から変えるという視点のもち、地方自治という身近な政治参加ルートを使う必要があります。

## 賃金を上げるための 2 つの方策

①個別の交渉で（個別の）賃金を上げるように要求する。

②社会的な運動で社会全体の賃金、たとえば、最低賃金や社会保障等を上げる要求する。

個別交渉による賃上げは限界があり、社会的な賃金闘争が重要になっている局面かと思

う。①②は車の両輪なので両方とも大事ですが、個別賃金交渉は運動をやっていると目に見えることが重要視されがちですが、やはり社会全体の賃金を引き上げることが重要で、それができる力は労働組合がもち、そこに力を注ぐことが必要かと思います。

社会保障を引き上げるということは、社会保障と賃金との組み合わせ、ヨーロッパ型のフラットな生活のできる社会をめざしていく。その結果、教育・医療・年金・住宅にそれほど賃金を回す必要がなくなり、今よりも暮らしやすいと考えられ、賃金依存からより脱却していくことが一つの課題かと思います。

賃金が高くなくても社会保障との組み合わせで普通に生活できる。そ社会のビジョンを労働組合が描くことが、自治労連が描くことが必要かと思います。

### **労働組合の役割は、団体交渉だけなのか（「自治労連がなぜ社会的な賃金闘争？」）**

労働組合は組合費を払っている組合員のためにだけ活動することの限界があり、今の目の前の職場だけでは暮らしやすさは変わらないと思います。

やはり、すべての労働者のため、社会全体のために活動することが巡り巡って自分たちに返ってくるという視点で活動することが暮らし・社会づくりにつながっていくことになると思います。